

別紙 1

基本構想の策定に向けて

1. 基本的な考え

移動の利便性や安全性の向上を促進するため、「交通バリアフリー法」に基づき、重点整備地区における特定経路を選定してバリアフリー化を進めていく。

また、交通バリアフリー法の対象要件とならない目黒区を徒歩圏とする各駅周辺地域についても、福祉のまちづくり条例をふまえバリアフリーネットワークの形成も図っていく。

以上の 2 点をふまえ、平成 15 年度を目途に目黒区交通バリアフリー推進基本構想(以下「基本構想」という。)を策定していく。

2. これまでの取り組み

関係住民や事業者等のヒアリングとあわせ、現地調査をふまえ、中目黒・都立大学・自由が丘駅周辺地域を重点整備地区(候補)とするなど、「基本構想」素案を策定してきた。

3. 関係事業者との協議

(1) 役割

重点整備地区における地区設定及び特定経路・主要経路について、特定事業(整備内容)の実現方策を関係する公共交通事業者等、道路管理者及び東京都公安委員会等と協議及び調整を行う。

(2) 協議事項

重点整備地区における地区及び特定経路の設定

特定経路における特定事業の抽出

特定事業の実現方策

(3) 今後の運営

特定事業の実現方策に向けて、平成 15 年度までに関係事業者等と協議調整していく。

4. 区民意見の反映

高齢者や身体障害者をはじめ広く住民に呼びかけ、個人・団体を問わず自由な意見が表明できる場として各重点整備地区(候補)ごとに「懇談の場」を設置し、特定事業(整備内容)を検討していく。あわせて、区民意見を公募し、より地域住民の意見が反映された「基本構想」を策定していく。

目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会設置要綱

平成 14 年 9 月 11 日制定

(設置)

第 1 条 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 68 号)」に基づき、目黒区交通バリアフリー推進基本構想を策定するに当たり、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び東京都公安委員会等と協議及び調整を行うことを目的として、目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議等事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想に関する事
- (2) 特定事業及び実現化方策等に関する事
- (3) その他、交通バリアフリーに関する事

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、当該委員以外の者を協議会の委員とすることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、目黒区交通バリアフリー推進基本構想の策定までの期間とする。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長は、助役をもって充てる。
- 3 副会長は、都市整備部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会の構成員以外の者に協議会の出席を要請し、意見の表明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、都市整備部都市計画課がその任に当たる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付則 この要綱は、平成14年9月11日から施行する。

別表(目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会の構成)

	所属
目黒区	目黒区助役(会長)
	目黒区都市整備部長(副会長)
関係行政機関	国土交通省 関東運輸局交通環境部消費者行政課長
	東京都 都市計画局都市基盤部交通企画課長
	東京都 福祉局生活福祉部副参事(地域支援担当)
	目黒区 健康福祉部障害福祉課長
鉄道事業者	東京急行電鉄株式会社 管理部総括課長
バス事業者	東京都 交通局自動車部計画課副参事
	東急バス株式会社 運輸部課長
道路・公園 管理者	東京都 建設局道路管理部安全施設課施設計画係長
	東京都 建設局第七建設事務所管理課長
	東京都 建設局第七建設事務所補修課長
	目黒区 都市整備部道路管理課長
	目黒区 都市整備部土木工事課長
	目黒区 都市整備部みどり公園課長
公安委員会	警視庁 目黒警察署交通課長
	警視庁 目黒警察署交通課交通規制係長
	警視庁 碑文谷警察署交通課長
事務局	目黒区 都市整備部都市計画課